

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の 組織・業務全般の見直し当初案について

平成22年8月24日



厚生労働省

【1 研究業務の更なる効率化の推進】

(厚生労働省内事業仕分けにおける指摘を踏まえた対応)

(1) 外部研究資金の獲得額の向上に向け、目標を設定して取り組む。

平成23年度の目標は、研究費に占める外部研究資金の割合を3分の1以上とする。

- ・役員自らによる外部研究資金の獲得
- ・外部研究資金に1人2件以上の応募
- ・役員、職員の個人業績評価への反映（外部研究資金応募・獲得実績の重点項目化）

(2) 他研究機関等との共同研究の実施、連携の強化に取り組む。

プロジェクト研究の内部評価・外部評価において、共同研究の実施可能性の検討・進捗状況の把握・フォローアップを重点的に実施。

(3) 他の独立行政法人との統合等による効率化を図る。

厚生労働省所管で研究開発を実施している他の独立行政法人と統合するとともに、化学物質の有害性（発がん性等）調査のための試験事業を当研究所に移管することを検討中。

(4) 管理部門の職員数の削減を行う。

管理部門の職員数の削減を行う。

（平成21年度：21人→平成22年度：17人→平成23年度：14人）

さらに、他の独立行政法人との統合により、管理部門の一部効率化・合理化を進める。

【2 労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究の推進】

(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における指摘を踏まえた対応)

行政ミッション型研究所として、労働安全衛生関係法令等の基礎となる科学的知見を得ることをはじめ、労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究を行うことができるよう、現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等をより一層的確に把握するとともに、研究課題の選定方法及び研究の評価方法等について充実を図る。

【3 他の研究機関で実施している重複研究課題等の排除】

(整理合理化計画における指摘を踏まえた対応)

学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会を開催し、他の研究機関における研究体制の整備や研究実績の集積の確認も含め事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査に努めており、今後とも一層適正に審査、評価を行っていく。



各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	厚生労働省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) 事務及び事業名	2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに 係る具体的措置(又は見直しの方向性)
労働安全衛生総合研究所	<p>【他の事務及び事業との統合】</p> <p>1 研究業務のさらなる効率化の推進</p> <p>(1)外部委研究資金の獲得の促進</p> <p>【整理合理化計画:受託研究等による自己収入の拡大を図る】</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:競争的研究資金など外部研究資金の積極的な獲得を行うべき。』</p> <p>(2)他研究機関等との共同研究の実施、連携の強化</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:他研究機関との協力、統合を行うべき。』</p> <p>(3)他の独立行政法人との統合等による効率化</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:他研究機関との協力、統合を行うべき。』</p> <p>2 労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究の推進</p> <p>3 他の研究機関で実施している重複研究課題等の排除のための措置</p> <p>【整理合理化計画:労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものについては、速やかに廃止する。</p> <p>外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。】</p>	<p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>支部・事業所等は設置していない。</p> <p>【事務事業実施主体の見直し】</p> <p>厚生労働省所管で研究開発を実施している他の独立行政法人と統合するとともに、化学物質の有害性(発がん性等)調査のための試験事業を当研究所に移管することを検討中。</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:他研究機関との協力、統合を行うべき。』</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等】</p> <p>学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会において事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査を行っている。</p> <p>【整理合理化計画:労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものについては、速やかに廃止する。</p> <p>外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。】</p> <p>【非公務員化】</p> <p>平成18年4月1日に措置済み。</p>	<p>【保有資産の見直し】</p> <p>現状として不要資産はない。</p> <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】</p> <p>調査研究等の調達については、一般競争入札を実施している。</p> <p>【自己収入の拡大】</p> <p>外部研究資金の獲得額の向上に向け、目標を設定して取り組む。</p> <p>【整理合理化計画:受託研究等による自己収入の拡大を図る】</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:競争的研究資金など外部研究資金の積極的な獲得を行うべき。』</p> <p>【管理運営の適正化】</p> <p>管理部門の職員数の削減を行う。</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:管理部門について、更なる効率化を図るべき。』</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <p>学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会において事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査を行っており、今後とも一層適正に事業の審査、評価を行っていくこととする。</p> <p>【整理合理化計画:労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものについては、速やかに廃止する。</p> <p>外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。】</p>



I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省		
沿革	昭和 17 年 厚生省産業安全研究所 昭和 24 年 労働省けい肺試験室			平成 13 年 4 月 独立行政法人産業安全研究所 平成 13 年 4 月 独立行政法人産業医学総合研究所	平成 18 年 4 月統合 (現在に至る。)		
中期目標期間	第 1 期 平成 13 年 4 月 ~ 18 年 3 月 第 2 期 平成 18 年度 ~ 22 年度						
役員数及び職員数 (平成 22 年 1 月 1 日現在)	役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数			
※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	非常勤職員		
	5 人 (2 人)	4 人 (1 人)	1 人 (1 人)	111 人	7 人		
年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(予算)	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	798	820	820	799	604	488
	特別会計	2,099	2,090	1,947	1,985	1,702	1,771
	計	2,897	2,910	2,767	2,784	2,306	2,259
	うち運営費交付金	2,478	2,514	2,516	2,536	2,075	2,048
	うち施設整備費等補助金	420	396	251	248	231	211
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位:百万円)	2,930	2,938	2,793	2,810	2,351	—	—
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位:百万円)	9	17	32	48	—	—	—
発生要因	「研究職員が審議会、委員会（民間が開催するものを含む。）、講演会に出席した際の謝金」、「特許使用料」、「施設の有償貸与による収入」等により、利益剰余金が生じた。						
見直し案	上記の利益剰余金は、独立行政法人通則法及び中期計画に従い、すべて国庫に返納することとしている。						
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	103	118	284	613	—	—	—
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	3,075	2,983	2,797	2,667	(見込み)	2,351	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	—						
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)	<p>1 独立行政法人の評価の状況 平成 21 年度の業務実績の評価結果は、全 24 項目に対し、S 評価 2 項目、A 評価 17 項目、B 評価 5 項目であった。</p> <p>2 業務運営の効率化 平成 18 年に統合後、産業安全研究所及び産業医学総合研究所の 2 研究所体制を廃止し、安全研究領域、健康研究領</p>						

域及び環境研究領域の3研究領域体制に移行するなど、調査研究を一体的に実施できる体制を構築するとともに、諸会議の見直しやグループウェアの統合、研究職員の業績評価システムの統合をはじめとした研究管理の一元化等の取組が進行している。

また、両研究所の総務部門を一元化するとともに、人事、会計等業務のさらなる集中化により、総務部門の職員数を26人（平成17年度末）から17人（平成22年4月1日現在）まで削減した。

業務運営の効率化に伴う経費節減については、随意契約の減少、1者応札の見直し、省エネ対策による光熱水料の節減、購入外国誌の見直しなど徹底した経費節減に努め、平成21年度実績において、一般管理費、業務経費については、中期目標期間の数値目標（△15%、△5%）に対して△37.7%、△18.2%、人件費についても、同数値目標（△5%）に対して△11.3%となっており、目標を上回るペースで削減されている。

さらに、科研費等競争的資金や民間からの受託研究の獲得、施設貸与等自己収入の確保に努めている。

3 業務の質の向上

労働安全衛生分野における行政ミッション型研究所として、労働現場のニーズ、行政ニーズの把握と業務への積極的な反映に努めており、労働安全衛生重点研究推進協議会運営の取組においては、平成21年に労働安全衛生分野における重点3研究領域32優先課題（案）を取りまとめた。このほか、業界団体や厚生労働省等との意見・情報交換会、労働現場の実地調査等を通じて、労働安全衛生に関するニーズ把握に努めている。

その上で、プロジェクト研究、政府長期戦略指針・イノベーション25、WHOアクションプランに基づく研究等、社会的ニーズに対応した研究について、研究資源を重点的に投入して展開しており、平成21年度は中期目標を上回る重点化を図っている。

研究成果の普及、活用については、研究で得られた科学的知見を活用し、行政からの要請等により法令等の制定、改定等に関する基礎資料の提供を行うとともに、ISOやJIS等国内外の基準制定等に関する委員会に職員を派遣するなど、研究成果は確実に社会に還元されている。さらに、研究所ホームページにおける情報発信にも努めており、アクセス件数は目標を大きく上回っている。このほか、安全衛生技術講演会の開催、研究所の一般公開等、積極的に取り組んでいる。

労働災害の調査については、平成21年度は災害調査19件、刑事訴訟法に基づく鑑定等18件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等17件を迅速・的確に実施しており、また、その報告についても依頼元である労働基準監督署、警察署等からも高い評価を受けている。

研究協力の促進及び若手研究者の育成については、大学等へ客員教授、非常勤講師等として多くの職員を派遣して教育支援を行うとともに、国内外から多数の若手研究者等を受入れて研究指導を行っており、また、国内外の大学、企業等との共同研究も中期目標を上回る水準で実施している。

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	労働安全衛生に関する調査研究			
事務及び事業の概要	<p>行政的ニーズの高い、重大災害を中心とした産業災害を防止するための各種災害現象の解明及び災害防止技術の開発に関する調査研究を行うとともに、労働者の健康の保持増進に寄与するため、社会的・行政的ニーズの高い職業性疾病等を中心として労働衛生に関する調査及び研究を幅広く実施する。</p> <p>また、行政からの依頼に基づき、高度な専門的知見を活用し、日々多様化、複雑化する労働災害の原因調査を行い、行政における再発防止対策立案を支援する。</p>			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	22.6 億円 (△0.5 億円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	一 円 (一 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	118 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>1 研究業務のさらなる効率化の推進</p> <p>(1) 外部委研究資金の獲得の促進</p> <p><u>外部研究資金の獲得額の向上に向け、目標を設定して取り組むこととする。</u></p> <p>具体的には、平成 23 年度には、研究費に占める外部研究資金の割合を 3 分の 1 以上とするという目標を掲げ、役員自らが外部研究資金の獲得に努めるとともに、研究員 1 人 2 件以上の外部研究資金の応募を行うほか、これらの取組について役員、職員の個人業績評価への反映を行うこととする。</p> <p>【整理合理化計画：受託研究等による自己収入の拡大を図る。】</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘：競争的研究資金など外部研究資金の積極的な獲得を行うべき。』</p> <p>(2) 他研究機関等との共同研究の実施、連携の強化</p> <p>プロジェクト研究の内部評価・外部評価において、共同研究の実施可能性の検討・進捗状況の把握・フォローアップを重点的に実施することにより、<u>他の研究機関等との共同研究の実施、連携強化に取り組むこと</u>とする。</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘：他研究機関との協力、統合を行うべき。』</p>			

	<p>(3) 他の独立行政法人との統合等による効率化 厚生労働省所管で研究開発を実施している他の独立行政法人と統合するとともに、化学物質の有害性（発がん性等）調査のための試験事業を当研究所に移管することを検討中。</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘：他研究機関との協力、統合を行うべき。』</p> <p>2 労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究の推進 行政ミッション型研究所として、労働安全衛生関係法令等の基礎となる科学的知見を得ることをはじめ、労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究を行うことができるよう、現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等をより一層的確に把握するとともに、研究課題の選定方法及び研究の評価方法等について充実を図る。</p> <p>3 他の研究機関で実施している重複研究課題等の排除のための措置 学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会を開催し、他の研究機関における研究体制の整備や研究実績の集積の確認も含め事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査を行っている。</p> <p>【整理合理化計画：労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものについては、速やかに廃止する。 外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。】</p>
備考〔補足説明〕	整理合理化計画における指摘とともに、厚生労働省内事業仕分けにおいて、自己収入を高めるために競争的資金、受託研究費等の積極的獲得が必要であること、総合的な研究を進めるために他の研究機関との協力、統合の検討が必要であることなどの指摘を踏まえ、上記見直しを行うものである。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

III. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	府省名	厚生労働省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横2.（2））
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)		<p>厚生労働省所管で研究開発を実施している他の独立行政法人と統合するとともに、化学物質の有害性（発がん性等）調査のための試験事業を当研究所に移管することを検討中。</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘：他研究機関との協力、統合を行うべき。』</p>	<p>研究の内部評価・外部評価において、共同研究の実施可能性の検討・進捗状況の把握・フォローアップを重点的に実施することにより、他の研究機関等との共同研究の実施、連携強化に取り組むこととする。</p> <p>【整理合理化計画：労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものについては、速やかに廃止する。</p> <p>外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。】</p>
備考【補足説明】	支部・事業所等は設置していない。	厚生労働省内事業仕分けにおいて、総合的な研究を進めるために他の研究機関との協力、統合の検討が必要であること等の指摘があり、これを踏まえたものである。	研究課題の重複排除については、外部評価委員会を開催し、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものでないかも含め事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査に努めている。

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	府省名	厚生労働省
見直し項目	非公務員化		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)			
備考【補足説明】	平成18年4月1日に措置済み。		

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	府省名	厚生労働省
見直し項目	保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等)(横1.(1))	随意契約の見直し等取引関係の見直し(横2.(3))	自己収入の拡大(横2.(4))
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)			<p>外部研究資金の獲得額の向上に向け、目標(平成23年度:研究費に占める外部研究資金の割合を3分の1以上とする)を設定して取り組む。</p> <p>【整理合理化計画:受託研究等による自己収入の拡大を図る】 『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘:競争的研究資金など外部研究資金の積極的な獲得を行うべき。』</p>
備考【補足説明】	現状として不要資産はない。	公益法人との取引関係については、H21年度に調査研究に係る委託契約のうち企画競争による随意契約が1件あったが、H22年度から原則として調査研究等の調達については、一般競争入札(総合評価方式)を実施することとしている。	整理合理化計画による指摘とともに、厚生労働省内事業仕分けにおける、自己収入を高めるために競争的資金、受託研究費等の積極的獲得が必要であることなどの指摘を踏まえ、役員自らが外部研究資金の獲得に努めるとともに、研究員1人2件以上の外部研究資金の応募を行うほか、これらの取組について役員、職員の個人業績評価への反映を行うこととする。

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	府省名	厚生労働省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>管理部門の職員数の削減を行うこととする（平成21年度：21人→平成22年度：17人→平成23年度：14人）。</p> <p>さらに、他の独立行政法人との統合により、管理部門の一部効率化・合理化を進める。</p> <p>『厚生労働省内事業仕分けにおける指摘：管理部門について、更なる効率化を図るべき。』</p>	<p>学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会において事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査を行っており、今後とも一層適正に事業の審査、評価を行っていくこととする。</p> <p>【整理合理化計画：労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものについては、速やかに廃止する。</p> <p>外部評議会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。】</p>	
備考〔補足説明〕	一層効率的な業務を実施し、管理運営の適正化を図ることとする。	研究事業の実効性が上がるよう、今後とも一層適正に事業の審査、評価を行っていくこととする。	労働安全衛生に関する総合的な研究、労働災害の調査及びその社会への還元を目的とした事業については、専門性、中立性、行政施策との整合性が強く求められること等から、民間企業における実施になじまず、官民競争入札を行うことは困難である。

厚生労働省所管(2法人)			
整理番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
16	労働安全衛生総合研究所 (16) 〔・産業安全研究所 ・産業医学総合研究所〕	● 2法人の事務・事業を一体的に実施	① 独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所を平成18年4月1日に統合し、研究業務等の一体的実施及び質的向上のために以下の措置を実施した。 (組織の改編) <ul style="list-style-type: none">・2研究所体制を廃止し、安全、健康、環境の3研究領域体制に移行 (資質の高い研究職員の採用)・採用基準を統一化 (研究評価基準の統一等)・研究評価基準を統一化・学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会において事前評価等を実施 (間接部門の合理化)・管理部門の職員数を26人(平成17年度末)から17人(平成22年4月1日現在)まで削減した。
		● 非公務員化	① 措置済み。 ※ 「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」(平成18年通常国会に提出、成立済み)で平成18年度から非公務員化
		● 学際的な研究を実施するとともに、行政ニーズの高い重大災害の防止対策など独法として真に担うべきものに重点化	① プロジェクト研究、政府長期戦略指針・イノベーション25、WHOアクションプランに基づく研究を重点的に実施した。

